

# E i w a N e w s

グループ法人税制（その3）

平成22年9月  
（No. 062）

平成22年度税制改正に係る法人税質疑応答事例（グループ法人税制関係）が8月13日に公表されました。

グループ法人税制につきましては、本誌 No. 057、No. 059でご紹介しておりますが、今回はこの質疑応答事例についてご紹介いたします。

## 〔1〕 概要

グループ法人税制については、既に法令解釈通達が公表されていますが、今回公表された質疑応答事例は、法令通達で不明確であった取扱いなどを、具体例をもとに明らかにしています。

（完全支配関係に関する質問や受取配当等の益金不算入に関する質問など6種類計16問）

## 〔2〕 完全支配関係

### ① 完全支配関係を有することとなった日の判定

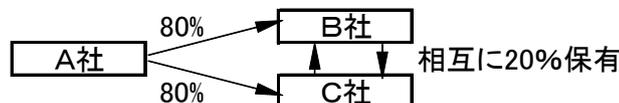
子会社株式の買増によって完全支配関係を有することとなる場合など、完全支配関係を有することとなった日は、株式の購入に係る契約が成立した日ではなく、権利行使できる状態となる株式の引き渡しが行われた日になることが示されています。

### ② 完全支配関係における5%ルール

完全支配関係の判定において、従業員持株会などの保有割合が5%未満である場合には、その5%未満の株式を発行済株式から除いたところで保有割合を計算しますが、その具体例が示されています。

### ③ 資本関係がグループ内で完結している場合の完全支配関係

下記の図のように、子会社B社、C社間で発行済株式の一部を相互に持ち合っている場合には、親会社A社と子会社B社との間、親会社A社と子会社C社との間及び子会社B社とC社との間にそれぞれ完全支配関係があるとしています。



### **[3] 受取配当等の益金不算入**

平成22年4月1日以後に開始する事業年度において、完全子会社から支払いを受けた配当等については、その全額が益金不算入となります。

この場合の完全子会社は、配当等の計算期間の開始の日からその末日まで、継続して完全支配関係にある必要がありますが、その計算期間が平成22年4月1日前に開始している場合にも、適用されることを明らかにしています。

### **[4] 寄附修正**

寄附金の損金不算入・受贈益の益金不算入が適用される寄附が子会社において行われた場合には、寄附修正事由として子会社株式の帳簿価額の修正と利益積立金額の加減算を行うこととなります。

この寄附修正について、子会社同士の寄附、子会社から孫会社への寄附、親会社から子会社への寄附の3つの場合の、法人税申告書別表五の処理方法を紹介しています。

### **[5] グループ法人間の資産譲渡**

グループ法人間で譲渡損益調整資産の譲渡取引が行われた場合には、その譲渡により生ずる譲渡損益を繰延べます。その後、譲受法人は、繰り延べた譲渡損益調整資産を譲渡、償却、評価替え、貸倒れ、除却等した場合には、繰り延べた譲渡損益金額は、一定の計算により戻し入れることとなります。

質疑応答事例では、低廉譲渡や高額譲渡の場合の会計処理、税務仕訳、申告調整及び別表の記載例を、土地、減価償却資産それぞれの場合について紹介しています。

また、譲渡損益調整資産の譲渡等が行われた際には、「譲渡法人から譲受法人」又は「譲受法人から譲渡法人」への通知義務がありますが、その通知について、通知事由等の一覧及びその書式等の例が示されています。

今回お知らせしましたグループ法人税制につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までお問い合わせくださいますようお願いいたします。